

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 8 月 28 日付けで行った児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

過去に申請が遅れた際は遡及して対応していただいたにもかかわらず、今回は認められない明確な理由がない。また通知は前受給者である私に一通の封書のみで行われており、申請者の配偶者への通知は一切ないのは不誠実である。児童手当は児童のためのものであり、受給できる正当な資格があるのであれば、期間の欠落なく受給できることが、子育て世帯への本来の支援であると思う。よって、本件処分は違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年8月31日	諮問
令和3年10月26日	審議（第60回第4部会）
令和3年11月16日	審議（第61回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

そして、法4条3項によれば、同条1項1号の場合において、父及び母並びに未成年後見人のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母又は未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨を規定されている。

また、ここにいう「生計を維持する程度の高い者」について、「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成

24年3月31日付雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第2・1・(4)によれば、まず、父母等の所得の状況を考慮するが、住民票上の取扱い(父母どちらが世帯主になっているか)、健康保険の適用状況(父母のどちらが世帯主になっているか)及び住民税等の扶養親族の取扱い(父母のどちらの扶養親族になっているか)についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して判断すべきであるとされている。

- (2) また、「生計を維持する程度の高い者」の判断について、「児童手当Q&A集」(平成25年9月30日付厚生労働省児童手当管理室)問2-1(答)によれば、父母等のうち「原則として収入の高い方が『生計を維持する程度の高い者』に該当することになります。」とされている。

同問2-23、28(答)によれば、税(所得)の申告をしておらず課税台帳がない場合は、所得については照会・確認する手段がないため、所得がないものとして取り扱うことはやむを得ないとしている。

なお、同問2-10(答)によれば、夫婦間等で受給者変更があった場合においては、「新たに受給資格者となるべき方(配偶者等)については、従前の受給者の消滅処分(注:5月31日をもって支給事由消滅)があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から児童手当を支給する取扱いとします。」とされている。

上記の解釈ないし取扱いは、いずれも法4条3項を適用する際の指針として一定の基準を示すものであり、法の規定の趣旨を逸脱することのない、合理的なものであると認められる。

- (3) 法7条1項によれば、児童手当の支給要件に該当する者は、手当を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならないとされており、法8条2項によれば、

児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。

- (4) また、法施行規則 1 条の 4 第 1 項によれば、法 7 条 1 項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第 2 号を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。
- (5) そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法 7 条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（中央法規出版株式会社『五訂児童手当法の解説』110頁参照）。
- (6) 法施行規則 4 条 1 項は、児童手当の受給者は、毎年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に、その年の 6 月 1 日における状況を記載した届出書（児童手当現況届）を市町村長に提出しなければならないとし、また、同規則 7 条 1 項は、同受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、届出書（児童手当消滅届）を市町村長に提出しなければならないとしている。
- (7) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 29 年 7 月 19 日付府子本第 586 号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22 条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて、同 21 条の規定の例により、受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、手当の支給事由消滅通知書を受給者に送付することとされている。

なお、ガイドラインは、地方自治法 245 条の 4 に規定する

技術的な助言に当たるものとされている。

## 2 本件処分について

(1) 処分庁は、請求人から本件現況届の提出を受け、請求人及び本件配偶者の令和元年中の所得照会を行ったところ、請求人は未申告であるが、本件配偶者は営業等所得として793,645円を申告していること、そして、請求人は本件配偶者の被扶養者であり、本件各児童は本件配偶者の扶養親族であること、また、請求人世帯の世帯主は本件配偶者であることを確認したことから、請求人の所得については、所得がないものとみなして処理を行い、請求人世帯における「生計を維持する程度の高い者」は、本件配偶者であると判断したことが認められる。このため、請求人については、本件手当の受給資格が喪失したものと判断し（本件処分）、請求人にこの旨通知したものと認められる。

(2) さらに、処分庁は、本件処分通知書とともに、本件別紙の記載により、①受給者変更の必要があること、②請求人については、児童手当の支給事由が消滅していることから、本件処分通知書を送付したこと、③本件配偶者から、改めて、児童手当の認定請求をしていただきたいこと、④手続きが遅れると受給できない月が発生することなどをそれぞれ知らせるとともに、本件配偶者が認定請求に必要な「児童手当・特例給付 認定請求書」及び「児童手当・特例給付のご案内」と題するお知らせも併せて送付していることが認められる。

(3) 以上のことから、処分庁が、本件手当について、請求人の受給資格が消滅したと判断し、同受給資格を消滅させた本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものといえ、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

3 請求人は、上記第3のとおり、本件処分に当たり、請求人への通知のみで、本件配偶者への通知が一切ないのは不誠実であると

主張する。

しかし、本件処分通知書の送付について、請求人のほか、本件配偶者に対しても行わなければならないとする法令等の定めはないことから、請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由として失当である。なお、処分庁は、本件処分通知書を送付する際に本件別紙を添付し、受給者変更に伴う手続を案内するとともに児童手当認定請求書の様式も同封していることが認められ、請求人に対し、不誠実な対応をしているとは認められない。

また、請求人は、児童手当は受給できる正当な資格があるのであれば、期間の欠落なく受給できる旨主張する。

しかし、児童手当の支給を受ける権利は、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されていること（上記1・(5)）、また、処分庁は、本件別紙により、手続きが遅れると受給できない月が発生する旨注意を促していたことから、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）